

令和2年度第2回鎌倉市障害者福祉計画推進委員会 会議結果概要

日 時	令和2年 10 月 27 日(火) 18 時 00 分 から 19 時 00 分まで
開催場所	鎌倉市福祉センター2階 第1・2会議室
出席者	<p>[推進委員会委員(名簿順)]</p> <p>○13名出席</p> <p>岸川委員(委員長)、太田委員(副委員長)、湯浅委員、白田委員、木村委員、國分委員、笠間委員、竹田委員、小澤委員、宇高委員、橋本委員、小田委員、神田委員</p> <p>[鎌倉市障害者福祉計画推進会議 幹事委員]</p> <p>○6名出席</p> <p>[事務局]</p> <p>○5名出席</p> <p>以上、24名出席</p> <p>「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会 委員名簿」を参照</p> <p>[傍聴者]</p> <p>なし</p>
配布資料	<p>【配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・鎌倉市障害者福祉計画推進委員会委員名簿</li><li>・令和2年度第1回障害者福祉計画推進委員会会議録</li><li>・(資料A)令和2年度第1回鎌倉市障害者福祉計画推進委員会 意見まとめ</li><li>・(資料B)令和2年度第1回鎌倉市障害者福祉計画推進会議 会議議事録の概要</li><li>・(資料1)令和元年度障害者福祉計画推進状況報告書(案)</li><li>・(資料2)障害者福祉計画策定に係るアンケート調査 追加分析結果</li></ul> <p>(資料3-1)第6期鎌倉市障害者福祉サービス計画(素案)</p> <p>(資料3-2)第3章 成果目標 の記載内容について</p> <p>(資料3-3)第6期鎌倉市障害者福祉サービス計画策定スケジュール(案)</p>

会議概要	<p>1 令和元年度障害者福祉計画推進状況報告書(案)について</p> <p>事務局より、令和元年度障害者福祉計画推進状況報告書(案)について、資料1に基づき説明。</p> <p>(一同了承。)</p> <p>2 障害者福祉計画策定に係るアンケート調査について</p> <p>事務局より、障害者福祉計画策定に係るアンケート調査について、資料2に基づき、説明。</p> <p>(委員からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(委員)データはあるわけだから、今後新しい課題が出てきたときに、このデータを使いながらクロス集計をしていくというのであればこれでいいと思う。</li> <li>・(委員長)結果をどう活かしていくのかという意味では大事なアンケートになると思う。市の支援協議会などで、地域の課題としてあげていただいて、それに向けて協議会の方でも検討していくことが求められると思う。</li> </ul> <p>3 第6期鎌倉市障害福祉サービス計画素案について</p> <p>事務局より、第6期鎌倉市障害福祉サービス計画素案について、資料3-1、3-2、3-3に基づき、説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(委員長)第3章の成果目標のところ、皆様にご意見をうかがえればと思う。まだ国から示されている内容が曖昧なところがあって、なかなか具体化できないということもあるので、そのことも加味してご発言いただければと思う。</li> <li>・(委員)3頁目の3計画期間①で平成35年度とあるが、令和5年度ではないか。</li> <li>・(委員長)修正していただく。</li> <li>・(委員)18頁の7障害者雇用施策の状況の説明で、「鎌倉市障害者二千人雇用センター」は障害者の社会参加、自立に向け、障害者雇用を促進することを目的とし、障害者と障害者を雇用する企業をサポートしていますとある。就労者の定義には、「鎌倉市内の事業所において就労している障害者、鎌倉市外の事業所において就労している鎌倉市民の障害者」とあるが、この企業は営利目的と考えるのか。</li> <li>・(委員長)上の文章では企業と書いてあるのに、定義の中には事業所と書いてある。これは就労継続支援A型・B型を含むということだろうが、でもそれは企業に当てはまらないのではないかといい質問でよろしいか。</li> <li>・(委員)下の2-7-1にも、福祉的就労者数には生活介護と地域活動支援センター分を含むと書いてある。これも、生活介護事業所は、創作的活動と生産活動を行っていると思うが、その利用者の方は就労とみなすのか。</li> <li>・(事務局)企業サポートということで、営利企業ではないかという部分であるが、障害者二千人雇用センターが目的としているのは障害者の社会参画と自立ということで、必ずしも一般就労のみを目標という形で取り組んでいるものではない。下の内訳に出てくるような。就労支援事業所の生産活動を含む幅広い就労を目的としているので、企業という言葉は目的としてのごく一部を記載しているという状況であるので、修正したい。</li> </ul>
------	---

会議概要  
(続き)

- ・(事務局)また、生活介護と地域活動支援センター分を含むということで、これを就労ととらえるのかというご質問だったが、鎌倉市における障害者二千人雇用のあり方については、事業スタート時からいろいろな議論がされた。二千人雇用の基本的な理念としては、地域共生社会をつくるという理念を進めるという意味もあり、障害をお持ちの方の個々の特性やどのような働き方が本人の一番希望する形なのかといったことを踏まえて、鎌倉市ではA型だと一般就労の契約を伴わない働き方であっても収入としての対価を得られたのであれば社会参画をしているということで、二千人雇用の枠組みの中にとらえるという方向性で今現在推進しているものである。
- ・(委員)例えば生活介護で、作業など、なかなか生産活動に従事できない方々についても同じようなとらえ方なのか。
- ・(事務局)支援センターの人数については各事業所に問い合わせをして、工賃を受けられた方の数をうかがって集計をしている。ご本人の活動に対して支払いをされていない方については人数には計上していない。
- ・(委員)例えば、月あたり百円でもか。
- ・(事務局)金額はうかがっていないが、支払いを受けていらっしゃる方ということでした数字を使っている。いくつかの事業所さんではお金を受け取っていない方もいるということは承知をしている。
- ・(委員)53頁の⑤で、令和元年度の実施の字がずれている。
- ・(委員長)二千人雇用のことについては、鎌倉市の二千人雇用センターに定義があつて、それを前提としてこのような書き方になっているということであつた。企業をサポートしているという表現についてはもう少し全体像を表すような表記に変えていただく。53頁も修正するということをお願いしたい。
- ・(委員)二千人雇用については前から申し上げているのだが、二千人という数字が災いしている。あくまでもたくさんの人を雇用します、でいいのではないか。最初どこに入れればいいのかということで、基本計画の中に入れ込んだ。なぜなら就労支援事業というのは本来事務的経費でやるものではないからだ。二千人雇用のところでそこまで踏み込んで枠を広げてやりますよというのであれば、いいのではないか。就労Aの部分でもBの部分でも、皆さん踏み込んでいけるのか。言葉だけではなくて、実際にできるのか。だから二千人雇用というのは数字を考えない方がいいのではないか。二千人雇用という名称を変えろとは言わないが、でもこの数字は忘れた方がいい。今、委員が言われたように、就労Bだとかで、ちょっとお金をもらっているから雇用だということか。おかしい話だ。いろんな作業をやって、お祭りだとかいろんなところで売りに出すとき、その時得た収入は間違いなくその人にあげている。でもそのお金をあげるのは就労という意味ではない。やったことに対して、こういうものだよと評価してあげて、モチベーションを上げ、喜びを持たせるためにやっているわけである。それをお金をもらっているから就労ですというのは、いささか無理があるよということだ。だから、そんな無理をしなければならないのは二千人という数字があるからじゃないかと言いたいだけである。数字は忘れて、そんな無理なロジックを組み立てなくてもいいですよと申し上げたい。
- ・(委員長)その通りだと思う。お金だけではなく、社会の役割を担うというのも参加の意味だと思うし、地域共生社会ではそこが大事なところだと思う。数値にすると、無理やりそこに当て込んでということも起きると思うので、そのことについてもこの計画を通して議論していく必要があると思う。協議会などでもこういう議論は大事になってくるのではないかなと思う。計画は計画として基本計画とサービス計画があるので、そちらについてはある程度具体化しなくてはならないというのもあり、その中でどう表記していくかは課題だと思う。

<p>会議概要 (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(委員)26 頁の障害児支援の提供体制の整備で、(1)の 2 番目、「本市の状況、今後の考え方」に、「合わせて発達支援室の機能の拡充を図り」とあるが、具体的なことはこれから詰めていくということによろしいか。</li> <li>・(幹事委員)実際には 26 頁に書いてあるように、児童発達支援センターあおぞら園の運営に指定管理者への移行に伴い、発達支援室の機能拡充ということで具体的な事業計画そのものを持っている。大きく言って3つある。ひとつは、地域支援の充実ということで、出張相談のような地域に出向いて行って相談を受ける。支援が必要な方が身近な地域で相談を受けられるような体制を整えていこうということで、これについては、令和 2 年度から徐々に始めていくことになっている。14 頁にも障害児支援が少し載っている。52 頁には巡回相談を実施すると書いてある、今も発達支援室でやっているのだが、保育園・幼稚園の中で障害児支援の核となる職員を育成するというので、発達支援コーディネーター養成事業を令和 3 年度から実施する予定になっている。43 頁の家族支援体制整備のところ、ペアレント・トレーニングを記載している。これは保護者支援・家族支援ということで、記載しているような内容で令和 3 年度からの実施に向けて今準備を進めているところである。</li> <li>・(委員)ペアレント・トレーニングは、保護者の方を対象にしているのか。ご家族の方だけを取り出してトレーニングするというのではなくて、地域とか学校とかすべて包括的に啓発なり理解を進めていかないと、ご家族の方はただでさえ心を痛めている方が多いと思うし、自分達だけトレーニングしたところで、地域や学校で理解を得られないと逆に孤立した気持ちにならないかなと心配である。ご家族だけを取り出すトレーニングではなくて、地域の人たちと一緒に理解を深める機会というのをせっかくやられるのであれば、別の形でやった方がいいのではないかなと個人的には思う。</li> <li>・(幹事委員)今やっているサポーター養成事業も継続してやっていくので、地域の方々に、お子さんとの関わりであったり、理解していただくことも引き続き取り組んでいきたいと思っている。ペアレント・トレーニングをこれだけ抜き出して書いてあるので、これだけをやると見えるところもあるかもしれないが、今保護者の方がお子さんとの関わりで上手いかなかったりとか、障害を持っているお子さんは早期発見ということで親御さんが情報をたくさん持っていらっやって早くに相談につながる方はいらっやるのだが、そこから先が大変長いので、保護者の方がよりよくお子さんを理解して、また親御さんも子どもとの関わりがストレスにならないようにするという一つのプログラムということで続けているので、もちろんこれだけではなくて、それを踏まえて、保護者の方や周りの関わっている人たちとアクションしていくという形で取り組んでいきたいと考えている。</li> <li>・(委員)先程事務局から今回国から指針が出ていると話があったと思うが、実はこれは告示で出ている。尚且つ、官報にも載っている。これは本来皆さんに配られるべきものだと思う。これに法に則ってやるからである。細かいことが書いてあり、これに則って粛々とやるのが今回なのである。ペアレント・トレーニングも、広くとらえることはできるが、今回はここに載っているものは何かということになる。給付という形でお金を差し上げるものだから、ここに書いてあるものだという事を理解しておいてほしい。計画を立てるときに毎回やっているのだが、今回は令和 2 年の告示で出ている。大部分は前のものをほとんど引き継いでいるから、機械的にやればできてしまう。今回、大きな問題が二つあって、ひとつは、この計画の中に地域共生社会の実現に向けた取り組みを入れ込めと書いてある。もうひとつは、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム、これは前の計画の中にも載っていたが延び延びになっているくらい難しいものである。</li> <li>・(委員)ひとつ目の地域共生社会の実現に向けた取り組みについては、告示が出る前に社会保障審議会の障害者部会でずっと議論されている。今回のサービスの全体を、どうやって彼らが言ってきているかという、相談支援のところでは、包括支援体制について基本的な姿勢や理念を盛り込むようにとそれだけなのである。基本的な姿勢や理念は3つある。盛り込むと言っている</li> </ul>
----------------------	--

会議概要  
(続き)

が、これはサービスに対して給付をする計画である。そうするとこれに対してどう準備したらいいのかがまだ結論が出ていない。これをやりなさいと言ったときに成功報酬が決まっていないのと同じである。したがって、この3つをコピーして貼り付けることくらいしかできないということである。今ここでは議論できない。細かいことが決まって3月ごろに出てくるのではないかと思っているが、そういう問題があるということだ。実は地域共生社会というのは、今回この中に入っていない。告示の中にちゃんと入っていて、これを盛り込んでこういう内容にしてくださいとなっている。今の段階ではそういうものにならざるを得ないと思っいてほしい。

- ・(委員)地域包括ケアシステムについては、延び延びになっている。平成30年に出来ていなくてはならなかったが延び延びになっている。ここで皆さんに考えて欲しいのだが、障害には3つあるのに、なぜ精神障害者だけが地域包括ケアシステムをつくれといっているのか。これは、精神障害者には必要だからである。精神では特化したものでやっていなくては難しい。精神は昔病院でやっていたが、地域に返しなさいとなって、10年ちょっと前に福祉の方でやりますということになった。それからまだ少しかたっていないので、福祉の世界の中で精神さんにどのように対応したらいいかわからないのである。包括はやはり必要だということになる。本来であれば、「障害者に対する地域包括ケアシステム」といえばいいわけで、老人の介護の場合そうっている。精神さんに限ってだけ、包括にしたのはなぜかということだけはこれから議論されて来年の3月ごろには出てくると思うが、その時まで考えていて欲しい。なぜ精神さんだけなのか。
- ・(委員)包括的な支援という言葉をいろんなところで使っている。妊娠期からの切れ目のない支援、子育て世代包括支援室、生活困窮者自立支援における包括的な支援、介護の地域包括室、これらはみんな包括という言葉を使っている。今回、地域共生社会の実現ということでもう一度包括的支援と書いてある。おそらく地域共生社会の実現に向けた包括的支援の中で包含して取り扱われるのか、いま議論をしているところなのである。ここでいう精神障害者にも対応した地域包括システムというのは、何か。精神の場合だけは法的根拠がない。子どもの場合も、生活困窮の場合も、老人の場合も、地域共生社会の場合も、すべて法的根拠がある。何の法律に基づいてこれが出来ているかという法的根拠がある。精神障害者の場合だけ、それがない。じゃあお金がどうやって付いているかという、補助事業として付いている。これを障害者計画の中に盛り込んでくださいと言っているわけである。しかも補助事業の主体は都道府県になっている。政令都市、中核都市、特別区、保健所設置市、これだけである。これについては、お金が付く。それ以外の市についてはお金の原資がない。ないところでやらなければならない。そういうものだとすることを認識しておいてほしい。これに向けた委員会を立ち上げようとしている。出来上がったとして、お金の出所がないのである。今はそういう問題だと思っている。将来的にはわからないが、今の段階では金の出所がないことをわかっていたいただきたい。それにもかかわらず、障害者計画の中にこれを載せなければいけないものなのだとすることである。今、国で議論しているので、この計画の絵姿も来年の3月に見えてくる。来年の3月まで見えてこない中で、とりあえず載せておきますということだということをおわかっておいていただきたい。
- ・(委員長)地域包括ケアシステムの構築とか、地域共生社会とか、今国が使うのは何でも包括である。具体性が伴っていないことが計画を立てる上で悩ましいところになっているという認識で、計画を進めなければならない。計画の筋道をお話しいただいた。地域共生社会という言葉が出てきているが、この計画が3年間で2023年度まで、基本計画も同様である。2023年はどうなっているか読めないところもあるが、おそらくこの議論は続いていくと思うので、空中戦のような議論になるがお付き合いいただきたい。
- ・(委員)読めないけれど、入れなければいけない。
- ・(副委員長)地域包括ケアシステム。地域共生社会に関しては、市の支援協議会でも今年度の大きなテーマとして取り扱うことになっている。障害のある方もない方も含めて、やはり誰もが安心

して暮らせる町づくりということが基本計画の中にもあるが、その中で、法制度の整備も合わせていろいろな課題が出てくるだろうし、市の独自の課題、お住まいの地域に属した課題みたいなものも、これから具体的に抽出することも様々な会合の中で出てくると思う。また、支援協議会で抽出されたものがあつたら、提起の場があれば出していきたいと思っている。障害福祉という分野だが、どういう形で共生の町づくりをしていけるのか、考える機会にしていきたいと思っている。

#### 4 その他

- ・(事務局)今後のスケジュール(資料 3-3)にある通り、推進会議や協議会で意見をいただき、さらに修正させていただく。第3回の推進委員会を12月の下旬ごろに予定している。素案を修正したものを皆様にお示しして、1月にパブコメの実施を予定している。3月に計画が完成したものを今年度最後の第4回推進委員会でご報告させていただいて計画の確定となる流れで今後進めさせていただきたい。本日いただけなかったご意見などは、10月30日の金曜日までに、メール、FAX、電話等で、事務局までお寄せいただきたい。

以上